太田市告示第９５号

令和８年４月９日付け（太田市告示第４４号）で告示した太田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号。以下「法」という。）第１３条第４項において準用する法第１１条第１項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧に供する。

太田市の住民は、法第１３条第４項において準用する法第１１条第２項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案について下記縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる（提出された当該意見書の要旨及び処理の結果を法第１３条第４項において準用する法第１２条第１項の規定により公告する。）。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、法第１３条第４項において準用する法第１１条第３項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和８年７月２７日の翌日から起算して１５日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和８年６月２５日

太田市長　　穂積　昌信

１　農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自　　令和８年６月２６日

至　　令和８年７月２７日

２　農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

太田市新田反町町８７９番地

エアリスアグリ　農政部農業政策課